

住民税の年金からの引き落としが始まります

10月から

〈特別徴収制度〉

10月から住民税(個人市県民税)の公的年金からの引き落としが始まります(これを特別徴収制度といいます)。この制度は、住民税の納付方法を変更するものです。これにより新たな税負担が生じるものではありません。



対象となる人

平成21年4月1日現在、65歳以上の公的年金の支払いを受けている人で、前年中の公的年金等所得に対する住民税が生じる人。

ただし、次の人は対象となりません。
平成21年1月2日以降、伊豆の国市から住民票を異動した人
老齢基礎年金等の1年間の支給額が18万円未満の人
介護保険料が年金から引き落とされていない人
引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人

引き落としの対象となる年金

老齢基礎年金等です。これは、老齢基礎年金または、昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金や遺族年金などの非課税の年金、企業年金等からは引き落としはされません。

対象となる税額

引き落としされるのは、公的年金等所得の金額から計算した住民税額のみです。

給与所得や事業所得などの金額から計算した税額については、公的年金からの引き落としの対象にならないため、これまでどおり、給与からの引き落としで納付書で納めてください。

引き落としが中止になる場合

住民税納税通知書が送付された後に、次に該当することになった場合、引き落としが中止となりますので、普通徴収(納付書で市役所や金融機関などで納める方法)で納めてください。

伊豆の国市外への転出
税額の変更
年金の支給停止 など

【問合せ】 税務課
電話 055 948 2918

お知らせ

後期高齢者医療の保険料を決定します

問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

平成二十一年度の後期高齢者医療保険料を八月中旬に決定し、通知します。
保険料の所得割の率、均等割の金額に変更はありませんが、平成二十一年度は、従来の保険料軽減措置(均等割の七割、五割、二割軽減)に加え、九割軽減を追加し、均等割の七割軽減は平成二十一年度に引き続き八・五割軽減となります。
なお、軽減措置は静岡県後期高齢者医療広域連合によって判定していますので、手続きは必要ありません。

徴収方法	特別徴収の納期限 年金からの引き落とし	普通徴収の納期限 納付書か口座振替で支払い
第1期	4月15日	8月31日(月)
第2期	6月15日	9月30日(水)
第3期	8月14日(金)	11月2日(月)
第4期	10月15日(木)	11月30日(月)
第5期	12月15日(火)	平成22年1月4日(月)
第6期	平成22年2月15日(月)	平成22年2月1日(月)
第7期	-	平成22年3月1日(月)
第8期	-	平成22年3月31日(水)

支払い方法が変更できます

申請により、支払方法を年金からの引き落としから口座振替に変更できます。変更希望の方は、国保年金課までご連絡ください。
* 社会保険料控除は、保険料を支払った人に適用されるため、支払方法により確定申告時の社会保険料控除の取り扱いが異なります。

年金からの引き落とし...年金の受給者(被保険者本人)に適用
口座振替、納付書...保険料を支払った人に適用

敬老会

「返信はがき」は出しましたか?

市内に住む七十五歳以上の高齢者の皆さんを招待して、敬老会を開催します。対象者には、すでに市からご案内を送りました。
敬老会の出席、敬老祝金の受け取り方法について、返事をしていない人は、返信用はがきに記入し、早めにポストに投函してください。
当日は、アクシスカつらぎを会場に、式典(八十八歳、



九十九歳、百歳を超える皆さんの表彰など)やアトラクションで楽しんでいただき、長寿をお祝いします。ぜひお越しください。

とき 伊豆長岡地区 : 9月11日(金)
 葦山・大仁地区 : 9月12日(土)
 いずれも 10:00 ~
ところ アクシスカつらぎ

* 敬老会専用バスによる送迎を行います。
バス乗車場所・時間は、出席者に後日ご案内します。

敬老祝金

長寿を祝し、対象者に3,000円分の商品券を贈呈します。
対象 / 平成21年4月1日現在で市に住民登録のある、昭和9年4月1日以前に生まれた人で、敬老会の実施日まで市内に居住している人。

持ち物 / 敬老会の案内に同封した領収書(押印したもの)

* 市役所で受け取る時は、保険証など身分を証明するものがが必要です。

贈呈方法 / 下記のいずれかの方法で受け取ってください。

敬老会で受け取る方法

敬老会欠席のため市役所で受け取る方法

9月24日(木)から、市民サービス課(伊豆長岡庁舎)、葦山市民サービス課(葦山庁舎)、高齢者支援課(大仁庁舎)で受け取ることができます。

敬老会欠席のため民生委員から受け取る方法

やむをえない理由で市役所に行けない人は、敬老会終了日以降に民生委員が自宅訪問し、贈呈します。

問合せ 高齢者支援課
電話 0558 76 8011